

INFORMATION 暮らしの情報

お知らせ

佐和田都市計画下水道および真野都市計画下水道の変更計画案縦覧のお知らせ

現在、新潟県が管理している国府川流域下水道を佐渡市公共下水道へ移管することに伴う佐和田都市計画下水道および真野都市計画下水道の変更計画案について、縦覧を行います。

縦覧する変更計画案

- ① 国府川流域下水道の廃止
(新潟県決定)
- ② 佐渡市公共下水道の変更
(佐渡市決定)

縦覧された方は、①については新潟県宛に、②については佐渡市宛に縦覧期間中に意見書を提出することができます。

縦覧期間 12月13日(金)～12月27日(金)

(土、日、祝日を除く)。
午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所・意見書提出先

① 新潟県佐渡地域振興局地域整備部
計画調整課(佐渡地域振興局3階)
〒952-1555

佐渡市相川二丁目浜町20-1
☎74-4040

② 佐渡市役所上下水道課(真野行政サービスセンター内)
〒952-0318
佐渡市真野新町489
☎55-3178

年末における県民生活の安全・安心確保活動の強化

実施期間 12月10日(火)～12月31日(火)

活動重点

- 犯罪の抑止・検挙活動の強化
 - 交通死亡事故の防止
 - 災害・テロ対策の強化
 - 二年参り等に伴う雑踏事故の防止
- 佐渡市安全安心まちづくり協会の各支会においても、実施期間中の12月12日(木)を中心に、広報活動等を実施します。市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

佐渡西警察署生活安全課
☎74-0110
佐渡東警察署生活安全課

☎27-0110
市役所総務課防災危機管理室
☎63-5135

死亡した野鳥を見つけたら

野鳥との接し方について

不必要に野鳥を追い立てたり、捕まえたりしようとすることは避けてください。

また、野鳥のふんが靴の裏や車両につくことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれる恐れがありますので、野鳥には近づきすぎないように注意してください。特に靴でふんを踏まないよう十分注意してください。

野鳥が死亡している場合は？

死亡した野鳥などには素手で触らないようにし、佐渡地域振興局環境センターまたは市役所環境対策課・各支所・各行政サービスセンターまでご連絡ください。

野鳥などの野生動物の排泄物などに触れてしまった場合は？

日常生活の中で野鳥など野生動物の排泄物などに触れてしまった場合は、殺菌効果のある石けんで手洗いをを行うとともに、うがいを行ってください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では人に

感染しないと考えられています。過度に心配する必要はありませんので、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

お問い合わせ

佐渡地域振興局環境センター環境課
☎74-3428
市役所環境対策課 ☎63-3113
または市役所各支所・各行政サービスセンター

新潟県交通災害共済

見舞金の請求はお済みですか？
見舞金の請求期間は**交通災害を受けた日から起算して「1年以内」**です。

もう一度ご確認を！

お問い合わせは、佐渡市役所総務課防災危機管理室(☎63-5135)まで

有料広告